

令和2年6月19日 都市防災委員会

## 委員会資料

案 件	資料番号
報 告 令和3年度国家予算に対する提案・要望	1
(備 考)	

都 市 局

**BE KOBE**

**令和 3 年度  
国家予算に対する提案・要望  
(都市局関係抜粋版)**



**神戸市**

# 提案・要望項目

---

## | 新型コロナウイルス感染症対策項目

- I. 地方自治体の取組みに対する財政支援の充実
- II. 感染拡大防止策の強化
- III. 市民生活を守るための取組みの推進
- IV. 神戸経済への影響を踏まえた支援策の充実

## | 重点項目

- I. 地方創生・人口減少社会への対応
- II. 陸海空の広域交通結節機能の強化
- III. 都心・三宮再整備の推進
- IV. 神戸医療産業都市の推進
- V. 神戸観光の推進
- VI. まちの活力の創出
- VII. 安全・安心なまちづくりの推進
- VIII. 子育て・教育環境の充実
- IX. 保健・福祉・医療の充実
- X. 真の分権型社会の実現

## | その他項目

- I. まちの活力の創出
- II. 安全・安心なまちづくりの推進
- III. 子育て・教育環境の充実
- IV. 保健・福祉・医療の充実
- V. 真の分権型社会の実現

# 新型コロナウイルス 感染症対策項目

---

国家予算に対する提案・要望  
令和3年度 神戸市

## IV. 神戸経済への影響を踏まえた支援策の充実

»文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

### 【提案・要望の背景】

- 経済回復への基盤を維持していくため、経済活動の急速な縮小により疲弊し、厳しい環境におかれている中小企業等に対して雇用維持と事業継続へのさらなる支援が重要である。
- 感染症拡大予防のための「新しい生活様式」の徹底や、新型コロナウイルスの再度の感染拡大等、今後の社会変化を想定した効果的な支援策が必要である。
- また、感染拡大下においても国民生活や経済活動を根幹的に支える港湾の物流機能を確保するとともに、感染症の影響により旅客需要が大幅に減少したフェリーの航路維持や航空路線の早期復便に対し、国の積極的な支援が必要である。
- 感染症の収束後には、神戸経済を成長軌道へ回復させるため、短期集中的に消費・観光需要を喚起するほか、サプライチェーンの国内回帰やデジタル化・リモート化など将来への投資の促進等、強靱な経済構造を構築するための中長期的視点での支援が必要である。
- これらの支援策について、国において迅速かつ確実に実施するとともに、地域の実情に応じた独自の柔軟な支援が実施できるよう財政措置が必要である。

### 1) 地域の雇用維持と事業継続及び地域経済の活性化に対する支援の充実

#### ○ 経済活動の維持・回復に向けた総合的な支援の強化

- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中小企業等に対して、民間金融機関を活用した融資のさらなる拡充をはじめとした継続した資金繰り対策、各種給付金・助成金、家賃の負担軽減支援など、中小企業等の事業継続を下支えし、地域経済等への影響を最小限に抑えるため、支援策のより一層の充実・強化が必要である。
- 融資制度について、信用保証制度の対象業種の拡大に止まらず、公益法人等の法人形態についても拡大することや、また、実質無利子融資について、融資限度額を引き上げるとともに、市区町村で実施しているセーフティネット保証等の認定を不要とすることで、融資手続きの簡素化を図ることが必要である。
- 小規模事業者持続化補助金など中小企業生産性革命推進事業について、審査基準を満たしたものは全て採択できるよう十分な財政措置が必要である。
- 感染拡大防止と社会経済活動維持の両立を持続可能にするため、事業者等に対し、テレワーク環境や感染防止対策に必要な整備に対する補助制度の拡充など、「新しい生活様式」を実践するためのより一層の支援策が必要である。

## ○ 迅速かつ円滑な給付金支給のための取組みの強化

- 「雇用調整助成金」や「持続化給付金」等の既存の給付金及び、今後創設される給付金について、必要な事業者に迅速に給付が行われるよう事務手続きの簡素化や、電話等での相談に確実に対応できるよう窓口体制の強化等が必要である。また WEB 等での申請を経験したことのない中小企業や個人事業主等が円滑に申請できるように、申請サポートの充実又は郵送の申請を認める等の対応が必要である。

## ○ 神戸経済の実情に応じた柔軟な支援

- 感染拡大の防止と経済活動の維持の両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の定着や業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践の上で業種・業態に応じた適切な支援策が求められる。地域によって異なる産業構造を踏まえた中長期的な支援が可能となるよう、柔軟に活用できる支援策が必要である。
- 需要の大幅な落ち込みやサプライチェーンの寸断により神戸経済を支える中小ものづくり企業は厳しい経営環境に直面している。生産拠点の国内回帰や多元化を目指した設備投資等生産性向上、販路開拓・拡大等による国際競争力強化に対するさらなる支援が必要である。
- 地域コミュニティの賑わいや安全・安心を支える商店街等を対象に賑わいを回復するための支援について、十分な財政措置が必要である。
- 真珠・ケミカルシューズ・灘の酒などの地場産業においては、商談会の中止や百貨店・飲食店等の休業に伴う受注・販売の機会喪失により大きな影響を受けており、機会創出につながる新たな取組み・販路開拓及びブランド力強化に対する支援が必要である。
- 今後の地域経済活動の回復に向け、観光需要を喚起するための観光産業への助成、地域で活用可能なプレミアム付商品券の発行等の事業について、感染状況等も踏まえつつ、継続的な財政措置を講ずることが必要である。
- 農漁業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、安定した農漁業経営が困難になっているため、販路開拓や農漁業経営の事業継続・転換に向けた支援制度である「経営継続補助金」の拡充及び手続きの簡素化が必要である。

## 2) 事業継続に向けた神戸港・神戸空港に対する支援

### ○ 港湾物流事業者の事業継続の取組みに対する支援

- 国民生活や経済活動を根幹的に支える港湾の物流機能については、新型コロナウイルスの感染拡大下においても機能を維持し、事業の継続を図る必要がある。
  - ・港湾運送事業者等が物流機能を維持するために必要な物資の購入や在宅勤務の導入、施設改修等に要する費用に対する財政支援

### ○ フェリー事業の航路維持に対する支援

- 内貿在来貨物においてトンベースで約 8 割、内貿コンテナ貨物の約 1/4 を占め、年間 83 万人の旅客が利用するフェリー事業は、在来及びコンテナ物流・旅客輸送の観点から神戸港にとって不可欠である。また、新型コロナウイルスの感染拡大下においても物流面から事業継続が求められる一方で、旅客需要は極めて厳しい状況が続くことが予想されることから、フェリー事業の航路維持に対する支援が課題である。
  - ・需要回復や事業継続、地方自治体が行う使用料減免に対する財政支援

### ○ 航空路線の早期復便に対する支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響により神戸空港就航便の大部分が運休・減便している。航空路線の早期再開による経済の回復が不可欠である。
  - ・航空会社が行う感染防止のための取組みや運航継続に要する費用に対する財政支援
  - ・地方自治体が行う着陸料等の運航経費支援に対する財政支援

## 3) 公共交通を維持確保するための事業者への支援

### ○ 地域の生活に必要な公共交通を維持するための支援

- 人口減少・高齢化の進展する中、公共交通の役割はますます高まりつつある。一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通の利用者数は著しく減少しており、交通事業者の経営環境は極めて厳しい状況となっている。これらに対しては、with コロナとして長期的視野で取り組んでいく必要があり、交通事業者が行う感染防止や地域の生活・経済活動を支える公共交通を維持するための取組みに対する支援が不可欠である。
  - ・交通事業者が行う感染防止のための取組みや運行継続に要する費用に対する財政支援

## 4) 文化芸術に対する支援の拡充

### ○ アーティスト及び表現活動を支える文化芸術関係者・文化施設への継続的な支援

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動自粛を余儀なくされているアーティストは、大幅な収益の減少により厳しい経済状況に置かれている。また、音響や照明といった舞台技術者をはじめ表現活動を支える文化関係者は、緊急事態宣言が解除されたものの、すぐに元どおりの活動が再開できるわけではなく、活動の継続に向けた継続的な支援が必要である。
- 「新しい生活様式」を前提とする中で、文化芸術活動を継続するためのアーティスト並びに施設における感染リスク低減のための環境整備や創意工夫を促進するような支援策も必要である。

1)	経済観光局 経済政策課長 竹下 弘一	078-984-0328
	経済観光局 企画担当課長 梅永 司	078-984-0330
	経済観光局 工業課長 檀特 竜王	078-984-0340
	経済観光局 地域商業担当課長 田中 佐知栄	078-984-0346
	経済観光局 ファッション産業課長 久保 阿左子	078-984-0349
	経済観光局 観光企画課長 安居 大樹	078-984-0361
	経済観光局 農政企画担当課長 佐藤 大輔	078-984-0369
2)	港湾局 物流戦略課長 村山 雅司	078-595-6298
	港湾局 港湾計画課長 松木 隆一	078-595-6297
	港湾局 空港調整課長 戸田 達也	078-595-6269
	港湾局 空港調整担当課長 藤元 功	078-595-6270
3)	都市局 公共交通課長 白井 真太郎	078-595-6714
	交通局 総務課長 習田 嘉章	078-984-0102
4)	文化スポーツ局 文化交流課長 井関 和人	078-322-6485

# 重点項目

---

国家予算に対する提案・要望  
令和3年度 神戸市



## 1 - 2. 空家空地対策の推進

»内閣官房、内閣府、総務省、法務省、国土交通省

### 【提案・要望の背景】

- 平成30年住宅・土地統計調査では、市内の空き家は約10万9千戸あり、今後、人口減少に伴い、さらに増加していくことが予測されている。
- 本市では、『使えない（危ない）空き家は壊す、使える（住める）空き家は活用する』という基本方針の下、「空家等対策計画」や「空家空地対策の推進に関する条例」を策定し、空き家・空き地の適正管理の指導、勧告や代執行、空き家・空き地の市場流通及び地域利用の促進に取り組んできた。
- また、国においても、相続登記の義務化を含めた、相続を登記に反映させるための仕組み等が検討されるなど、所有不明土地問題の解決に向けた制度改革が検討されている。
- 今後も喫緊の課題である空家空地対策を推進していくため、制度改革や国からのさらなる財政支援が不可欠である。

### 1) 空家空地対策への支援制度の拡充

#### ○ 空家等対策の推進に関する特別措置法等の改正

- 災害等により、周囲へ著しい危険が切迫し、代執行も見据えて解体や補修の命令が必要となる場合においても、同法で規定する助言・指導、勧告を経なければならず、解消までに時間を要する。
- 長屋のうち、一部のみ使用されているものは同法上の「空家等」に含まれないため、法に基づく「代執行」の対象とならない。
- 同法に基づく空家等の所有者の特定に、住民票・戸籍等の住所地ごとに複数回公用請求を行う事例が多くあり、所有者調査に時間を要する。
  - ・ 緊急時における命令手続きの簡略化
  - ・ 一部のみ使用されている長屋等への対象の拡大
  - ・ 所有者調査へのマイナンバー等の利用拡大

#### ○ 総合的な空家空地対策に関する財政支援

- 所有者不明土地については、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」により、適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方公共団体の長が財産管理人の選任を申立てることが可能になった（平成30年11月一部施行）。しかし、申立てに必要な予納金について、土地が売却できないなど回収が見込めなければ、市負担となる。
- 人口減少に加え、今後は世帯数の減少も進行するため、市場性が低いこと等により流通や活用が難しく、管理が放置される恐れのある空家等がますます増加することが懸念される。
  - ・ 財産管理人選任申立予納金に対する財政支援
  - ・ 管理不全空家の発生防止策として、早期の除却にかかる補助制度の創設

## 2) 空家空地活用に対する支援制度の拡充

### ○ 空家空地活用に対する財政支援の拡充及び補助要件の緩和

- 空家活用を支援する国の現行制度は、活用者の自己負担が必要であるため、活用が進まない。
- 空家地活用に関しては、市場流通や地域での活用を支援する補助事業がない。
- 空家活用の支援制度において、交付金事業と補助事業で空家要件が異なっている。
  - ・空家を地域利用する場合、地域団体の負担を免除（国：市：地域団体=1/3：1/3：1/3 ⇒ 1/2：1/2：0）
  - ・空地活用を支援する新たな補助事業の創設
  - ・対象となる空家の要件を空家期間の制限のない「交付金事業」の要件に統一

（参考）現行の支援制度

<「空家再生等推進事業」（社会資本整備総合交付金事業）の概要>

対象物件：「現に使用されておらず、かつ今後も従来の用途に供される見込みがない空家」

<「空家対策総合支援事業」（補助事業）の概要>

対象物件：「空家法第2条第1項に規定される空家等（建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態※であるもの及びその敷地をいう）」※概ね1年間

### ○ 寄付受けした土地の管理経費に対する財政支援の拡充

- 一定条件のもと市が土地の寄付を受けているが、市における寄付受け後の管理経費負担が重く、今後寄附の増加に十分対応していくことは困難である。

- 1) 建築住宅局 建築指導部 空家空地指導担当課長 垣内 里美 ————— 078-595-6566
- 2) 都市局 空家空地活用課長 今井 政仁 ————— 078-595-6736

## Ⅲ-1. 都心・三宮再整備の推進

»内閣府、法務省、財務省、国土交通省

### 【提案・要望の背景】

- 神戸の都心の未来の姿〔将来ビジョン〕と三宮周辺地区の『再整備基本構想』に基づき、都心・三宮の再整備を推進しており、神戸の山や海が近いという地理的条件や美しい街並みなどの資源を活かしながら、「人が主役のまち」「居心地の良いまち」を目指している。
- 従来からの課題である三宮駅周辺の交通結節機能を向上させるため、西日本最大級となる新たな中・長距離バスターミナルの整備を含む雲井通5・6丁目地区の再整備に取り組んでいる。
- また、三宮にある6つの駅と周辺のまちが一体的につながる「えき〜まち空間」及び、駅前の幹線道路を人中心の広場的空間へ転換する三宮クロススクエアの整備など「ウォーカブル推進都市」としての取組みを進めている。
- ハーバーランドから新港突堤西地区にいたる神戸の都心・ウォーターフロントエリアにおいても、「『港都 神戸』グランドデザイン」や「神戸港将来構想」に掲げる「世界から人を惹きつける神戸のウォーターフロント」の実現に向け、順次、再開発を進めている。
- 神戸の玄関口にふさわしい、魅力的で風格ある都市空間の実現に向け、民間投資を誘発し、さらなるスピード感を持って事業を推進するため、国の一層の財政支援や規制緩和等が必要である。

## 1) 三宮周辺地区の再整備にかかる支援

### ○ 神戸三宮駅交通ターミナル整備事業の促進

- 新たなバスターミナルの整備については、国土交通省と本市で令和2年3月に「国道2号等 神戸三宮駅前空間の事業計画」をとりまとめ、4月には新たなバスターミナル（1期）と周辺道路空間を再編する「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル整備事業」が事業化された。
  - ・官民が連携し遅滞なく事業を進めていくための事業費の確保

### ○ 雲井通5・6丁目地区市街地再開発事業等の事業化推進にかかる財政支援

- 雲井通5・6丁目地区では、平成30年に1期施行主体となる雲井通5丁目再開発株式会社が設立され、事業化を進めてきており、令和2年3月には都市計画決定をし、令和8年度頃の完成に向けた具体的な検討を進めているところである。
  - ・事業を遅滞なく安定的に進めていくための財政支援

#### ○ 「えきまち空間」の実現に向けた支援

- 平成 30 年に策定した神戸三宮「えきまち空間」基本計画に基づき、官民が連携しながら、駅前広場やデッキ等の「公共施設」や周辺の民間施設の「公共的な空間」を一体的な空間として整備していく。
- 「えきまち空間」の核となる三宮クロススクエアの実現に向けては、都心の通過交通の円滑な処理等を行いながら、交通状況を見据えた段階的な整備を進めることとしている。
  - ・官民が連携し遅滞なく事業を進めていくための財政支援
  - ・三宮クロススクエアの整備にかかる財政支援
  - ・国道 2 号の交差点改良（春日野・東川崎交差点）による道路の交通処理機能強化への協力

#### ○ 市街地再開発事業の施行要件や区分所有者の合意要件の緩和

- 三宮駅周辺地区では、市街地再開発事業や区分所有法に基づく建替事業等の実施が想定されるが、現行の施行要件が支障となり、円滑かつ早急に事業が実施できない可能性がある。
  - ・市街地再開発事業の施行要件の緩和（耐火建築面積が区域内建築物面積合計の 1/3 以下）
  - ・再々開発に対する市街地再開発事業の施行要件（十分な公共施設がない、土地細分化・土地利用が著しく不健全）の柔軟な適用
  - ・区分所有法に基づく建替決議要件の緩和（現行：区分所有者の 4/5 以上→要望：2/3 以上の合意へ）

#### ○ 都心内における魅力ある道路空間再整備のための事業費の確保

- 都心の道路空間については、道路を都市の貴重な公共空間としてとらえ、「みちづくり計画」に基づき再整備を進めている。市民ニーズや地域課題に対応するために、道路の利用環境や周辺の土地利用状況を十分に分析した上で、ウォークアブルな人中心の空間への再整備や、それに伴う都心の外周道路のアクセス強化を行うことで、道路から「暮らしの豊かさ」を感じられる公共空間の整備を目指し取り組んでいる。

（参考）「都市構造再編集集中支援事業」（道路事業抜粋）

（主な道路事業）税関前歩道橋のリニューアル、三宮中央通り地下通路のリノベーション、生田川右岸線の機能強化 等

（令和 3 年度事業費）13.4 億円程度

#### ○ 都市再生緊急整備地域の拡大に向けた支援

- 神戸三宮駅周辺・臨海地域（三宮駅周辺及びウォーターフロントに至るまでの地域）は、平成 14 年 10 月に都市再生緊急整備地域の指定（平成 25 年 7 月に地域拡大）、平成 28 年 10 月に駅周辺の一部地域が特定都市再生緊急整備地域に指定されている。今後、県庁舎等再整備やウォーターフロントエリアの開発などが計画されている中、より一層の民間投資の喚起や、都市再生の質の向上を図る必要があるため、都市再生緊急整備地域の拡大を目指している。
  - ・都市再生緊急整備地域の拡大に向けた円滑な手続きの実施等の支援

#### ○ 東遊園地の再整備にかかる財政支援

- 東遊園地は、都心・三宮の再整備において都心の回遊性や賑わい創出の拠点として位置づけられている。
- これまでイベントの開催時以外は利用者が少なく、日常的な賑わいの創出が課題となっている。
  - ・都市の魅力を向上させ、神戸のシンボルとなる公園として再整備を進めるための財政支援

### III. 都心・三宮再整備の推進

## 2) ウォーターフロント地区の魅力向上に対する支援

### ○ 神戸第2地方合同庁舎別館の早期解体による眺望景観向上への協力

- 平成23年3月に公表した「港都 神戸」グランドデザインにおいて、波止場町1番地は、眺望や歩行者動線の連続性などに配慮した賑わいや憩いの空間（オープンスペース）を創出することとしている。現在使用されていない神戸第2地方合同庁舎別館の解体により、都心（旧居留地）から海への眺望が可能となる新たなオープンスペースが生まれる。
  - ・神戸第2地方合同庁舎別館の早期解体

### ○ ウォーターフロント地区再開発に向けた国有地の柔軟な管理処分

- 「最適利用に向けた未利用国有地等の管理処分方針」において、「有用性が高く希少な国有地については、国が所有権を留保し、活用を図り、その活用にあたっては定期借地権による貸付けを前提として対応する」との方針が出されている。一方で、新港突堤西地区などの国有地は市が一定の埋立負担を有する土地であり、これまでどおり市が自主性・主体性を持ってウォーターフロント再開発に取り組む必要がある。
  - ・市への土地譲渡を前提とした柔軟な管理処分

### ○ 民間投資誘発に向けた官民連携支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響による民間投資意欲の減退が懸念される。
  - ・都市開発に対する民間投資意欲を誘発するため、旧民法のようにまちの賑わい・活性化に資する各種施設に対する支援制度の創設
  - ・非常事態を踏まえた民活補助率（5%を阪神・淡路大震災以降は10%に引上げ）の特例措置

### (イメージ図)



A. 神戸三宮駅交通ターミナル整備事業



エリア		R2 2020	R3 2021	R4~7 2022~25	R8~ 2026~
三宮	① バスターミナルⅠ期	手続き等		工事着手	完成
	② バスターミナルⅡ期	検討			工事着手

B. 三宮駅周辺エリアの再整備



エリア		R2 2020	R3 2021	R4~7 2022~25
三宮	③ 三宮クロススクエア (東側)	設計 都市計画 手続き	設計・工事	
	④ JR新駅ビル JR三ノ宮南側駅前広場	設計 都市計画 手続き	設計・工事	
	⑤ 神戸阪急ビル サンキタ通り さんきたアモーレ広場	工事	完成	
	⑥ エスカレーター設置	工事	完成	

C. 行政施設の再整備

区分		R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5~6 2023~24	R7~ 2025~
行政施設	⑦ 本庁舎2号館	事業者 選定	設計 ・工事へ			完成
	⑧ 新中央区総合庁舎	設計・工事へ		完成		

D. 回遊性向上

区分		R2 2020	R3 2021	R4~5 2022~23
回遊性向上の エリア間 上の	⑨ 東遊園地	設計・ 工事へ	一部 完成	完成 予定
	⑩ 税関前歩道橋	設計・工事へ		完成

- 1) 建設局 道路計画課長 加古 裕二郎 ————— 078-595-6413  
 建設局 道路工務課長 瀬川 典康 ————— 078-595-6420  
 建設局 公園部 整備課長 重藤 洋一 ————— 078-595-6470  
 都市局 都心再整備本部 都心三宮再整備課長 清水 陽 ————— 078-984-0303
- 2) 企画調整局 未来都市政策課長 樋野 創 ————— 078-322-6339  
 港湾局 ウォーターフロント計画課長 白波瀬 浩司 ————— 078-595-6305

### V-1. 六甲山を活用した賑わいの創出

»国土交通省、環境省

#### 【提案・要望の背景】

- 国立公園である六甲山では、放置された企業保養所等の増加により、景観の悪化や環境破壊を招くことが懸念されることから、本市では遊休施設の利活用に対する支援等に取り組んでいる。
- また、六甲山の目指すべき方向性及び実現に向けた方策として官民連携のもと策定した「六甲山グランドデザイン」においては、多くの人々を持続的に惹きつける賑わいの山として、六甲山を進化させていくこととしている。
- 国において、瀬戸内海国立公園（六甲地域）の公園計画の見直しとして、六甲山・摩耶山集団施設地区が指定されたことに加え、本市においても時代にあった規制の見直しを進め、県との協調事業による遊休施設の利活用支援などの活性化の取り組みを進めたことで、山上に新たな賑わいが生まれつつある。
- 今後、六甲山の活性化を加速度的に進めていくためにも、引き続き国・地方が一体となって取り組み、さらなる規制の見直しを行うことにより、瀬戸内海国立公園（六甲地域）の実情に即した管理・運営を行っていくことが不可欠である。

#### 1) 瀬戸内海国立公園（六甲地域）の活性化

##### ○ 国立公園六甲山の実情に応じた各種行為に対する許可基準の緩和

- 民間投資の促進を図り、六甲山の活性化を進めるためには、事業者にとってハードルとなっている自然公園法による規制の緩和が必要。
- 自然公園法施行規則第11条において、「建築物の高さ基準 13m以下」「建築面積 2,000 m<sup>2</sup>以下」「主要道路からの壁面後退距離 20m以上」と定められている。
  - ・ 事業を実施する場所の実情を勘案し柔軟な運用を可能とする改訂

○ 管理運営計画の「許可届出取扱方針」、「公園事業取扱方針」の国立公園六甲山の实情に応じた改訂

- 民間投資の促進を図り、六甲山の活性化を進めるためには、事業者にとってのハードルとなっている管理運営計画による規制の緩和が必要である。
  - ・事業を実施する場所の实情を勘案した柔軟な運用を可能とするような改訂

(参考) 管理運営計画の「許可・届出取扱方針」及び「公園事業取扱方針」

- ・屋根の形態は、切妻、寄棟、入母屋型もしくは差し掛け型式等の両流れの勾配屋根とする。屋根の勾配は1/10以上とする。
- ・屋根の色彩は、こげ茶色（着色のための処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑色、灰緑色または暗灰色（黒色は避ける）、もしくは自然素材の色（緑青のついた銅板葺、和瓦を含む。）とする。
- ・壁面の色彩は茶系色や灰系色等、自然と調和した落ちついた色調とし、白色及び黒色は使用しない。

※管理運営計画……国立公園の目指すべき姿や将来目標などについて、地域との共通認識を持つことで適正な利用と保護を推進することを目的として地方環境事務所長が作成

○ 六甲・摩耶山上へのアクセス交通の維持・充実に対する支援

- 市街地からのアクセス交通の維持・充実を図り、六甲山の活性化を進めるため、ソフト施策に限定されている観光振興事業費補助金の支援メニューにハード整備を加える等の支援拡充が必要である。

2) 六甲山上スマートシティ構想の推進に向けた支援（再掲）

○ 六甲山上をクリエイティブ産業の集積地とするためのオフィス立地促進やベンチャービジネス支援等の取組みに対する財政支援

- 都市計画法の運用について、都市型創造産業に資する事業者認定基準を新たに設け、既存の建築物の改築により山上での事務所立地を可能とする規制緩和を実施したところであるが、実際の企業進出にあたっては、オフィス立地促進のための助成や、進出企業の山上での活動を促進するための各種支援が必要である。

- |                          |       |              |
|--------------------------|-------|--------------|
| 1) 経済観光局 観光事業担当課長 猶原 豊人  | _____ | 078-984-0361 |
| 都市局 公共交通課長 白井 真太郎        | _____ | 078-595-6714 |
| 2) 経済観光局 六甲山活用担当課長 益谷 佳幸 | _____ | 078-984-0325 |





# その他項目

---

国家予算に対する提案・要望  
令和3年度 神戸市

# 1. まちの活力の創出

»内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

## 1) 公共交通機関の利用促進等の充実

### ○ 地方鉄道施設の維持充実に図るための事業費の確保

- 鉄道軌道の施設の維持・更新に関して、資金力等に一定の限界がある中小鉄道事業者等は、進展しつつある老朽化の対策を講じることが困難な状況にある。
  - ・鉄道施設の安全確保と地方鉄道路線の経営の安定化を図るため、現行の国の補助制度である「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の事業費の確保（補助対象事業者は神戸電鉄）

### ○ 地域コミュニティ交通の推進に対する補助制度の充実

- 高齢化の進展に伴い、地域コミュニティ交通の重要性は増しており、本市においても積極的に支援を行っているところがあるが、地域の実情にあわせた地域コミュニティ交通の継続的な運行に対して、より一層の支援が必要であり、そのためには、現行の「地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）」における補助制度の充実が必要である。
  - ・交通不便地域の緩和
  - ・車両購入・更新補助の緩和

## 2) 道路整備の推進

### ○ 阪神電鉄本線連続立体交差事業（住吉駅東方～芦屋市境）における関連道路整備に向けた継続的な事業費の確保

- 阪神電鉄本線連続立体交差事業（住吉駅東方～芦屋市境）は、令和元年度に鉄道高架切替えが完了したため、令和2年度以降、仮線施設の撤去が完了した区間より順次、関連道路整備を行う。
  - ・踏切の除却に加え、歩行者の安全確保や地域の一体化などの連続立体交差事業のストック効果を最大限発揮させるため、関連道路整備に向けた計画的かつ集中的な事業費の確保

## 3) 公園整備の推進

### ○ 都市公園リニューアル推進のための事業費の確保と補助要件の緩和

- 社会情勢の変化による子育て支援や高齢社会に対応した公園の整備や適正化が課題となるとともに、公園施設の老朽化に直面しており、都市公園のリノベーションが必要となっている。
- 都市公園リニューアルの推進にあたっては、事業費の確保や補助要件等が課題となっている。
- 都市公園安全・安心対策支援事業のバリアフリー化の支援にかかる補助が令和2年度末で終了予定となっている。
  - ・子育て支援や高齢社会に対応した都市公園ストックの再編事業費の確保
  - ・長寿命化対策支援事業において、面積要件（遊戯施設は除く）により約90%以上の公園が交付対象外となっているため、補助要件の緩和
  - ・都市公園安全・安心対策支援事業のバリアフリー化の支援事業の期間延長

## ○ 国営明石海峡公園（神戸地区）の整備推進

- 国営明石海峡公園（神戸地区）は平成 28 年度に第 1 期開園し、神戸地区の全体面積約 234 haのうち、約 46 haが供用されている。国営明石海峡公園の神戸地区の整備は、隣接する総合福祉ゾーン「しあわせの村」と合わせて、経済・文化・教育・産業等各方面にわたる広範な波及効果が期待されている。
  - ・残りの区域についても早期に供用が開始できるよう整備の推進

## 4) 市街地整備の推進

### ○ 新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業にかかる事業費の確保

- 阪神・淡路大震災により甚大な被害を受けた新長田駅南地区の震災復興市街地再開発事業では、最後の残 3 工区において特定建築者制度を活用した事業の推進を図っている。
  - ・特定建築者に対する共同施設整備費補助等、必要となる事業費の確保

### ○ 密集市街地における住環境整備費等の事業費の確保及び補助制度の拡充

- 本市では、平成 23 年 3 月に「密集市街地再生方針」を策定し、令和 7 年度までの密集市街地の解消を目指し防災まちづくりに取り組んでおり、一定の成果（現在の密集市街地の面積は 199 haであり、「密集市街地再生方針」策定時より概ね 1 割が解消）はあがっているが、目標達成のためには事業費の確保や補助制度を拡充するとともに、さらなる新たな取組みに対する制度を創設する必要がある。
  - ・老朽建築物等除却にかかる補助率の緩和（1/3→2/5）
  - ・防災街区整備事業における個別利用区内の宅地の面積要件緩和（100 m<sup>2</sup>以上→60 m<sup>2</sup>以上）

### ○ 民間市街地再開発事業等にかかる事業費の確保

- 耐震性不足や老朽化が進む地区（北鈴蘭台駅前・垂水中央東・湊川公園北・岡本 1 丁目）について、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業を実施し、良好な住環境の形成や地域活性化を図る。
  - ・再開発会社や市街地再開発組合等に対する共同施設整備費補助等、必要となる事業費の確保

## 5) 計画的開発団地のリノベーション

### ○ 民間活力を導入した市営住宅の建替事業にかかる事業費の確保

- 老朽化した大規模市営住宅団地では、まちづくりの観点から当該住宅の建替えとあわせて余剰地の活用を行い、地域に不足している利便施設や生活支援施設を一体的に整備し、居住機能の再生を図る必要がある。本市では桜の宮住宅と東多聞台住宅において、事業期間の短縮やコスト縮減を図るため、地域居住再生推進事業により民間活力を導入した PFI 事業として事業の推進に取り組んでいる。
  - ・PFI 事業による大規模市営住宅の円滑な建替えのための安定的かつ継続的な財政支援

## 6) 地域価値の維持に資する歴史的建築物等の保全・転活用の推進

### ○ 土地等の譲渡における都市再生推進法人への特例措置の要件拡大

- 都市再生整備計画や立地適正化計画を推進するため、都市再生推進法人への土地譲渡において、所得税等の軽減措置が講じられているが、その対象は低未利用土地に限定され、かつ譲受人となる都市再生推進法人は公益社団法人又は公益財団法人と要件化されている。
- しかし、低未利用土地になってからの対処だけでなく、低未利用土地になることを抑止することが非常に重要であり、そのためには地域の歴史や文化を活かしたまちづくりが求められている。
- 特に、相続等で地域価値の維持に資する歴史的建築物等が喪失すると、まちの歴史性の減退のみならず、景観形成にも大きな影響を与えることから、民間事業者の資金・ノウハウを活用して、その保全・転活用に推進していく必要がある。
  - ・租税特例措置の適用について、対象土地を低未利用土地に加え地域価値の維持に資する歴史的建築物等の土地に拡充
  - ・譲受人である都市再生推進法人の要件を公益社団法人や公益財団法人のみならず、都市再生に関する市と民間事業者との包括連携協定の締結や、市の出資比率を一定割合以上とするなど、公共性及び公益性が担保できることを条件に、株式会社等にも適用できるよう要件拡大

## 7) 住宅等対策の推進

### ○ 市営住宅マネジメント計画に基づく市営住宅の建設・修繕等にかかる事業費の確保

- 市営住宅の管理戸数は、令和元年度末で46,981戸となっている。このうち、阪神・淡路大震災後に大量供給した約1万戸が一斉に修繕時期を迎えることから、増加し続ける事業量を平準化しつつ、計画的に維持保全を行う必要がある。
- 現在、市営住宅マネジメント計画に基づき円滑な縮減を図っているが、改修・更新時期を迎える大量の市営住宅への対応や、空き住戸が増えつつある郊外の大規模団地の再編といった様々な課題を踏まえ、今後も住まいの安全・安心や、市営住宅会計の安定、将来にわたる良好な市営住宅の維持等を図る必要がある。
  - ・市営住宅の建設・修繕等にかかる事業費の確保のため、社会資本整備総合交付金による財政支援

### ○ すまいに関する相談・情報提供事業の交付金における取扱いの緩和

- 本市では、社会資本整備総合交付金を活用し、「すまいに関する相談・情報提供事業」を実施している。この事業は、交付金のうち提案事業に位置付けられ、提案事業と効果促進事業の合計事業費（ソフト事業）は、基幹事業（ハード事業）を含めた全体事業費の20%までしか認められていない。
- 住生活基本法の趣旨も踏まえた事業であり、基幹事業の事業量に左右されない、安定的な運営が必要と認識している。
  - ・住情報施策をはじめとした基礎的な住宅施策を基幹事業として位置付け
  - ・提案事業と効果促進事業の合計事業費の現行における比率の見直し

### ○ 分譲マンション管理組合の合意形成にかかる財政支援の拡充

- 本市は分譲マンション戸数が他都市に比べて多く、経年に伴う老朽マンションの急増や、居住者の高齢化による管理組合活動の停滞など、今後、大きな社会問題となることが懸念される。令和2年度に、適切な維持管理や円滑な改修、建替え等を図るため、「届出」と「情報開示」により市が管理状況を把握し、その管理状況が市場で評価される、マンション管理の適正化に向けた新たな制度を創設する。
  - ・市が実施するマンション管理組合への支援（管理状況把握・相談対応・情報提供・専門家派遣・劣化調査等への助成等）について、「マンション管理適正化・再生推進事業」の補助対象への追加

## ○ 中古住宅の取得時にかかる税制支援制度の充実

- 本市においては、定住・転入を促進し、豊かな住まいの確保と居住の安定を実現するため、住宅ストックの活用・更新によって流通促進を図るとともに、若年・子育て世帯への持ち家取得支援による、より確実な定住の促進に取り組んでいる。
- 中古住宅取得時と新築住宅取得時の税制面の優遇措置については、ほぼ同程度となってきたが、中古住宅の流通促進を図るため、さらなる優遇措置を行っていく必要がある。
  - ・中古住宅流通のさらなる促進につながるような、中古住宅の取得時の税制面の優遇措置

## ○ 新たな住宅セーフティネット制度の要件拡充

- 新たな住宅セーフティネット制度では、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者等）専用住宅として登録した賃貸住宅については、家賃の低廉化にかかる費用に対して賃貸人は補助を受けることができる。
- しかし、要件の一つとして、賃貸借契約では一般的な礼金、更新料等の受領を禁止しており、また、補助の申請者は、入居者ではなく賃貸人で、実質的な経済支援を受けない賃貸人の大きな事務負担となっており、登録数が伸びない要因の一つとなっている。
  - ・住宅要件の緩和（礼金・更新料等の受領有無を除外）
  - ・補助申請者の拡大（賃貸人→賃貸人＋入居者）

## ○ 住宅・建築物アスベスト改修事業にかかる事業費の確保

- 民間建築物に対するアスベスト含有調査及び除去等を支援・促進するための補助は、社会資本整備総合交付金において令和2年度末までに着手した事業に限り交付対象とされている。これまでに補助制度の周知に努めてきたが、引き続きアスベスト対策を行っていく必要がある。
  - ・アスベスト含有調査及び除去等に関する補助制度の延長及び事業費の確保

## 8) 大阪湾フェニックス事業の推進

### ○ フェニックス3期事業のスキーム構築支援

- 近畿2府4県168市町村の広域処理対象区域から発生する一般廃棄物、産業廃棄物を適正に処理するため、新たな埋立処分場として計画されている神戸沖3期事業の早期推進が求められている。
- 広域臨海環境整備センター法（昭和56年）の施行以降、環境関連法令（土対法、廃掃法など）が改正されており、港湾管理者に過度な負担が生じない事業スキームの構築が不可欠である。
  - ・大阪湾広域臨海環境整備センターと連携のうえ、事業スキーム構築に積極的に関与し、負担軽減につながる制度設計の早期構築

## 9) 須磨海岸エリアの整備の促進

### ○ みなとオアシスの指定を受けた須磨海岸の再整備を促進するための事業費の確保

- 阪神間随一の自然海岸である須磨海岸を核に、周辺施設と一体的な交流拠点エリアとして「みなとオアシス須磨」の指定を受けている。
- 須磨海浜水族園を含む海浜公園の再整備を契機として、周辺エリアの一体的な賑わいを創出するため、須磨海岸の再整備とあわせて須磨ヨットハーバーなど各施設間の回遊性の向上のための整備が必要となってくる。
  - ・ 須磨海浜水族園を含む海浜公園の再整備と歩調を合わせた、須磨海岸の再整備、須磨ヨットハーバーとの回遊性向上を実現するための事業費の確保

### ○ 須磨海浜水族園・海浜公園の再整備にかかる財政支援

- 海浜公園は、松林の景観、歴史的・文化的景勝の地であり、周辺住民の憩いの場となっている。一方で、年間 110 万人が来園する須磨海浜水族園があり、神戸の有数の観光スポットでもある。しかし、共に整備から数十年を経て老朽化が進んでおり、さらに多くの利用者ニーズに応えられる施設として Park-PFI を導入した再整備を予定している。
  - ・ 海浜公園の特定公園施設の整備にあたり、官民連携型にぎわい拠点創出事業による財政支援

## 10) 訪日外国人旅行者誘客の強化に向けた情報発信

### ○ 訪日外国人旅行者誘客のためのプロモーションに対する支援

- 観光地域づくり法人（DMO）や地方公共団体が連絡調整会議を経て実施する環境整備、情報発信・プロモーションなどの取組みに対する補助制度はあるが、単独の地域 DMO が実施する情報発信・プロモーションは対象外となっている。
  - ・ 地域の実情に応じた柔軟な運用が可能な制度への改善

### ○ 海外に向けた大規模国際スポーツイベントの国・地方が一体となった積極的な情報発信

- ゴールデン・スポーツイヤーズには海外からより多くの訪日外国人を呼び込むことが期待される。
  - ・ ワールドマスターズゲームズや世界パラ陸上競技選手権大会の開催に伴う、海外に向けた大会開催の積極的な情報発信及び訪日外国人旅行者をターゲットとした観光施策の実施

## 11) 訪日外国人旅行者の満足度向上に向けた取組みの推進

### ○ ナイトタイム等の活用による新たな観光コンテンツ開発の財政支援

- 訪日外国人の旅行消費額を増加させ、長期滞在に繋げるため、外国人観光客の確実な取込みと訪日予定者への動機づけに効果が見込まれるナイトタイムエコノミーを推進する必要がある。
  - ・ 観光地域づくり法人（DMO）を中心として既に実施している支援事業への補助や、年に複数回公募を実施するといった柔軟な運用が可能な制度への改善

## ○ 多言語観光案内標識等の整備に対する財政支援

- 多言語観光案内標識等の受入環境の整備を継続的に行わなければならない。
  - ・観光地の「まちあるき」の満足度向上事業の継続

## 12) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催効果を全国へ波及させる取組みの推進

### ○ ホストタウン推進のための地方財政措置にかかる事業費の継続的な確保

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体が「ホストタウン」として登録され、一定の地方財政措置がなされてきた。当該財政措置は、当初の大会開催年である令和 2 年度までであることが予定されていたが、この度、大会開催が 1 年延期されることとなり、令和 3 年度の財政措置の継続が未定である。
  - ・これまでと同程度の市の負担で、ホストタウン交流が実施できるよう、財政支援の継続

## 13) 神戸 2022 世界パラ陸上競技選手権大会開催に向けた支援

### ○ 東アジア初となる大会開催の成功に向けた機運醸成

- 多くの観客を会場に集め、世界中から来日する選手役員・観光客等に心から楽しんでもらえる日本開催を実現するには、パラ陸上競技ならびに大会への認知度を高め、開催都市神戸のみならず日本全体で機運醸成を図る必要がある。
  - ・国・地方・関係機関等の行事や広報媒体などを通じた、大会を周知する機会の提供への配慮

## 14) 商店街・小売市場の活性化

### ○ 商店街活性化・観光消費創出事業の継続など、商店街・小売市場の活性化に資する取組みに対する財政支援

- 人口減少や消費者ニーズの変化などの社会状況の変化に加え、消費税増税や新型コロナウイルスなど消費への影響があり、商店街を取り巻く状況は一層厳しくなっている。
- 大きな消費効果を得るためには、地域外からの集客や既存とは異なる顧客層を取り込む必要があり、ハード面の整備も含めた大規模な環境整備を必要とする場合が多い。
  - ・商店街が新たな需要獲得に向けて、ハード整備を含めた大規模な事業を実施するために、商店街活性化・観光消費創出事業を継続するなど財政支援の継続



## 15) 雇用対策のさらなる推進

### ○ 障害者の超短時間雇用及び在宅就労の推進に向けた制度の拡充

●雇用促進に向けては多様な働き方の創出が求められるが、週 20 時間未満の超短時間労働者は雇用率制度の対象外であることから企業へのインセンティブが働きにくく、また、在宅就労者への業務発注に対する企業への支援制度も十分に活用されていない。

- ・雇用率制度の対象拡充
- ・在宅就労に関する支援制度の要件緩和や新たな仕組みづくり

## 16) 真珠産業の活性化

### ○ 真珠振興法に基づき策定された兵庫県真珠振興計画に定める取組みに対する財政支援の拡充

●神戸の真珠加工業は、地理的条件を背景に大正時代から発展し、現在でも高い世界シェアを誇る神戸の重要な地場産業であり、業界においても、真珠産業のさらなる販路拡大や神戸の真珠の認知度向上を図るために、海外展示会への出展やブランディングの取組みが重要であると考えており、多くの企業がこれらに取り組んでいる。

●新型コロナウイルスの影響を受け、直近では年間最大の商機である 3 月の香港宝飾展と西日本最大の宝飾展である 5 月の神戸国際宝飾展が 8 月に延期、6 月の香港宝飾展が 11 月に延期されたことにより、売上が激減し、経営状況が悪化している。需要の低下など長期的に影響が続くと思われることから、販売機会の創出が求められている。

- ・平成 31 年 3 月に策定された兵庫県真珠振興計画に記載されている項目の内、特に業界からの要望の強い、販路拡大・ブランド構築推進のための海外展示会への出展やブランディングにかかる費用に対する財政支援の拡充

## 17) 若い世代の結婚の推進

### ○ 結婚新生活支援事業の継続的な実施、要件緩和及び対象費用の拡充

●結婚新生活支援事業の補助要件は、世帯所得 340 万円未満だが、この要件がハードルとなり申請に結びつかないケースが多く、本市では令和 2 年度より、独自に世帯所得 510 万円未満（年間収入約 700 万円）まで拡充している。

●また、住まいを確保する際に一般的にかかる費用である家賃債務保証料及び損害保険料が対象でないことから、補助額の上限は 30 万円であるが、本市の補助実績は平均約 23 万円に留まっている。

- ・制度の趣旨である結婚に伴う経済的負担の軽減のための所得要件の緩和及び対象費用の拡充





United Nations  
Educational, Scientific and  
Cultural Organization



City of Design  
**KOBE** 

Member of the UNESCO  
Creative Cities Network  
since 2008